

# 山口県報

平成28年  
6月20日  
(月曜日)

## 山口県選挙管理委員会告示第六十一号

参議院山口県選出議員選挙の執行に当たり、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の十一第一項の規定により、在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

縦覧の期間 平成二十八年六月二十一日

目 次

○選管告示

選挙人名簿選挙時被登録資格の決定の基準となる日等  
在外選挙人名簿に係る縦覧の期間



## 山口県選挙管理委員会告示第六十号

参議院山口県選出議員選挙の執行に当たり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百四号）第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

- 一 被登録資格の決定の基準となる日  
平成二十八年六月二十一日。ただし、年齢については、選挙の期日とする。  
登録を行う日  
平成二十八年六月二十一日
- 二 縦覧に供する期間  
平成二十八年六月二十二日

平成  
二十八年六月二十日発行

発行所

山口県知事